# 人権方針

株式会社　八馬製作所

## 基本的な考え方

株式会社八馬製作所（以下、当社）は、経営理念として、“限りなき夢とロマン　限りなき技術革新”を掲げています。

この経営理念実現のため、当社は、全ての事業活動の土台として、当社人権方針（以下、「本方針」）を作成します。本方針に沿って、当社並びに役員及び労働者等は、全てのステークホルダーとのエンゲージメントを大切にしつつ、人権尊重の取組みを推し進めてまいります。

また、当社は、サプライヤーなどバリューチェーンに関わる全てのビジネスパートナーに対して、本方針の理解と遵守を強く期待します。

※役員とは、当社の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人のほか、法令の規定に基づき経営に従事している者を指します。

※労働者等とは、当社で働くすべての人を指します。

## 当社が尊重する人権とは

世界人権宣言に「すべての人間が生まれながらにして、自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とある通り、人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利です。

当社並びに役員及び労働者等は、国際的に認められた人権を尊重します。ここで言う国際的に認められた人権とは、国際人権章典及び国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」で規定された各種人権のことです。

## 人権尊重にあたって依拠する規範等

国際的に認められた人権の尊重に当たり、当社並びに役員及び労働者等は、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」「OECD多国籍企業行動指針」「国際労働機関（ILO）多国籍企業宣言」等の国際的な人権の規範を支持し、これらに定められる手順に準拠します。

当社並びに役員及び労働者等は、各国・地域における法規制を遵守します。万が一、当該国の法規制と国際的な人権規範が、異なる場合はより高い基準に従い、相反する場合には国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

## 特に重要な人権課題とそれらへの対処方針

当社は、事業を通じて、顕在的にまたは潜在的に、人権への負の影響を受けた又は受ける可能性のあるステークホルダー、および関連する人権への影響について把握に努めます。そして、負の影響を予防・軽減し、

負の影響を是正するために適切な対処を行い、全てのステークホルダーの人権尊重に継続して取り組みます。

なかでも、当社は、労働者等の人権を尊重することを最も重視し、次のような責任ある労働慣行の推進を、重要人権課題に位置付けています。

1. **【強制労働】あらゆる形態の強制労働の禁止**
2. **【差別の排除】雇用及び職業における不当な差別の排除**
3. **【結社の自由及び団体交渉の自由】結社の自由及び団体交渉の自由の保障**
4. **【賃金及び福利厚生】適切な賃金支払い及び福利厚生の提供**
5. **【労働時間】適正な労働時間管理**
6. **【正規雇用】適正な雇用契約の締結**
7. **【児童労働】あらゆる児童労働の廃止**
8. **【ハラスメント、虐待】ハラスメントや虐待の禁止**

当社は、サプライヤーなどバリューチェーンに関わる全てのビジネスパートナーに対して、上記箇条書きの各事項を含む責任ある労働慣行の推進を求めます。特に、強制労働の禁止を徹底することに、注力いたします。

また、人命に直接かかわるという重要性にかんがみて、安全衛生については別途安全衛生方針を策定し、労働者の安全や健康と快適な職場環境を着実に実現すべく取り組みます。

# 人権尊重に関するガバナンス体制

当社取締役会は、当社並びに役員及び労働者等による人権尊重、本方針その他の人権課題への対応方針、人権尊重の取り組みの実行計画及び人権尊重に関するロードマップの進捗状況のモニタリングなど、取り組み状況を監督する責任を担います。

当社の人権尊重への取り組みは、当社総務担当役員が責任を担います。

当社総務部は、当社総務担当役員の監督の下、人権デューディリジェンスの実施、人権課題への救済対応、役員及び労働者等に対する人権教育や研修の定期的な企画・実施など、人権侵害の防止・軽減を含む人権実務を社内外に対して遂行することを通じて、当社の人権尊重への取り組みを継続的に強化します。

# 人権尊重のための人権デューディリジェンスの実施

当社並びに役員及び労働者等は、当社の事業と関係する人権の潜在的または顕在的な負の影響を特定し、予防、軽減する取り組みとして、人権デューディリジェンスを実施します。

人権デューディリジェンスは、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」および「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」に則って実施します。

人権デューディリジェンス実施に当たり、役員及び労働者等は、総務部が実施する人権教育や研修を積極的に受講し、当社が事業を行う国や地域、バリューチェーンの各プロセスにおける様々な人権課題についての理解を深めるものとします。

当社は、人権デューディリジェンスを継続的なプロセスであると捉えており、バリューチェーンにおける人権課題の特定、是正の計画と実行、モニタリング、情報開示を経て、外部ステークホルダーとのコミュニケーションに至るまでのプロセスを、定期的に実行していきます。

# 苦情処理メカニズムと救済へのアクセス

当社は、バリューチェーン全般に属するあらゆる主体によるあらゆる活動が、全ての事業領域において、直接的または間接的に人権に影響を及ぼしうるものと理解しております。

当社が人権への負の影響を引き起こしまたは助長したことが明らかになった場合には、当社は国際的な人権規範に基づく対話と手続きを通じて適切かつ効果的な救済措置を講じます。直接的または間接的な取引関係によって、私たちの製品・サービスが人権への負の影響に関係している場合には、是正に向けた役割を果たします。

そのために、当社は、人権に関するあらゆる懸念についてあらゆるステークホルダーが利用できる人権相談窓口を設置し、当社が引き起こし又は助長する人権へのあらゆる負の影響を是正することを可能とするグリーバンス・メカニズムとして運営することにより、救済へのアクセスの担保と適切な救済措置を提供し、実効性のある通報対応を行います。

人権相談窓口においては、通報者の個人情報保護を徹底し、通報者が不利益な取り扱いを受けたり、脅迫や報復行為を受けることを禁止するとともに、各種人権問題に対する抗議の権利を行使するものを含む人権擁護者に対する脅迫、威嚇、物理的または法的な攻撃を容認しません。

# 情報開示とステークホルダーエンゲージメントの方針

当社は、人権尊重の取り組みの進展状況や人権デューディリジェンスの結果などを、当社ウェブサイト等で開示します。また、当社は、人権尊重への取り組みを推進すべく、ステークホルダーとの対話を重視し、専門的知見を参照することを怠りません。

本方針の中で掲げている「特に重要な人権課題とそれらへの対処方針」は、取引先や従業員とのエンゲージメントを通じて定め、適宜改訂していきます。

特に、脆弱性の高い人々へのエンゲージメントを高めていきます。

2025年6月2日制定

株式会社八馬製作所
代表取締役社長